

第 81 回 広域系統整備委員会議事録

日時 2024 年 6 月 26 日（水）18:00～19:40

場所 Web 会議

出席者：

<委員>

加藤 政一	委員長（東京電機大学 工学部電気電子工学科 教授）
岩船 由美子	委員（東京大学 生産技術研究所 教授）
大橋 弘	委員（東京大学大学院 副学長 大学院経済学研究科 教授）
木山 二郎	委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
坂本 織江	委員（上智大学 理工学部機能創造理工学科 准教授）
高見 順彦	委員（株式会社三井住友銀行 執行役員 ストラクチャードファイナンス営業部長）
田中 誠	委員（政策研究大学院大学 教授）
藤本 祐太郎	委員（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）
松村 敏弘	委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

<オブザーバー>

小川 要	（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長）
黒田 昇	（大阪ガス株式会社 理事 電力事業部 電力事業推進部長）
鈴村 隆	（株式会社ユーラスエナジーホールディングス 技術ユニット長 補佐）
中谷 竜二	（中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長）
洞口 明史	（東海旅客鉄道株式会社 執行役員 新幹線鉄道事業本部副本部長・電気部長）
松岡 昭彦	（出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部企画課 担当マネジャー）
望月 達也	（東京電力パワーグリッド株式会社 技術統括室長）

配布資料

- | | |
|--------|---|
| 資料 1 | 東地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス（実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供） |
| 資料 2 | 中部関西間連系線に係る広域系統整備計画（案）
（参考資料）中部関西間連系線に係る広域系統整備計画（別冊）（案） |
| 資料 3－1 | 中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案） |
| 資料 3－2 | 中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱（案）への意見及び回答（案） |
| 資料 4 | 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」における工事費増額の確認結果について |
| 資料 5 | 「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」佐久間東幹線（山線）他増強工事における工事費の状況について |

1. 東地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス

- ・事務局から資料1により説明した。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(坂本委員) 4ページの④について伺いたい。もし、①～③の他に、希望に基づき公開可能となった情報がある場合、新たに情報提供の対象としてこのようなものも提供が可能になったと何らかの方法で公開するのか。他の事業者の方もそういった情報の入手が可能だと知ることができるのか、そうではないのか。もし検討されていたら教えていただきたい。

(事務局) ④において情報提供した場合、他の事業者に対しても情報提供したことを伝えるかどうかの扱いについては、現在、情報提供の詳細について検討を進めているところ。公平性の配慮もしつつ、提供した情報の内容を踏まえて個別判断していきたい。

(望月オブザーバー) 2点伺いたい。1つ目は4スライドについて、①に該当すると思うが、基本要件の検討に用いた情報ということで①に分類したと思うが、実施案の検討を進める上で対象設備の増強による効果を確認していく観点から、例えば電源構成についてどこにどういう電源があるのか、どういう需要を見るのか、そういう情報についても併せて提供いただくことが必要と考える。例えば基本要件で使用された情報をそのままでも開示いただくなど、併せてご検討をお願いしたい。

2つ目は4スライドの一番下側を見ると、交流部門に関する情報も場合によっては求めがあれば提供するとある。これを前提に5スライドの書きぶりと比較したい。5スライドの③はこれから送配電事業を取得しようとする事業者に対しても開示すると書いてある。これから送配電事業者を取得しようということであれば、現時点では送電事業者以外であると類型化されると思う。例えば現時点で発電または小売の事業者が情報提供を求めた場合の扱いについて確認させて欲しい。実施案の検討では、非公開情報を扱うことも想定され、非公開情報を厳正的確に行う観点から、確認する意味で申し上げれば、適正な電力取引についての指針にある公平な取り扱いの観点や公益性の観点で問題とならないのか見解をお願いする。

(事務局) まず1点目、基本要件に使った情報開示の件は、応募意思表示や実施案の検討に必要なデータは提供していきたいと考えている。

2点目、③に該当する事業者が情報提供を求めた場合についてだが、これらの事業者は基本的に今後送電事業をしようと考えている方だと思う。そういう方に対して今回は、応募意思表示や実施者の検討以外の目的で情報を利用することは禁止する制約をつけて情報提供する扱いとしているため、問題ない扱いになると考えている。

(藤本委員) 前回は議論の中で、応募意思表示を出した後に将来事業実施主体となる事業者が、一部変わることも許可したかと思う。そうすると、応募意思表示書を出した段階ではA・B・C社で考えたが、その後実施案を出す段階で、A・B・D・E社になるときは、この先行開示を受けた情報をA・B社からD・E社に提供することになると思う。その場合、検討協力事業者への開示に対する許諾というスライド6の扱いが1つの方法になる

と思う。このD・E社も実施案を提出する事業主体の一部になることを考えると、場合によっては秘密保持誓約書や取扱者名簿をA・B社と同様に、提出を求めても良いと思う。この辺り何か想定のアレンジがあれば教えていただきたい。

(事務局) 情報協力事業者、検討協力事業者の方に対して、先行して情報提供した方から情報をさらに提供することを考えている。その場合、この検討協力事業者からも、秘密保持誓約書や情報管理体制表も提出いただく想定でいる。すべての情報提供を受けた方から、情報を正しく扱っていただくことを担保することを考えている。

(加藤委員長) 議題1については以上とする。事務局の整理案に対し異論はなかったもので、この方向で検討を進めていくようお願いする。

2. 中部関西間連系線に係る広域系統整備計画(案)

- ・事務局から前回の本委員会で委員長預かりとした中部関西間連系線の費用負担割合について説明した。

[説明の内容]

(事務局) 中部関西間連系線の費用負担割合について、前回の本委員会で費用便益評価が下限のケースの前提として費用負担割合を決めることを提案した。費用便益評価が下限のケースでは他の方ケースよりも便益が確実に見込めるためこのような提案をしたが、前回委員会の後、改めて委員長と協議し、下限のケースを採用とすることとした。この下限のケースの費用負担割合を、費用負担候補者の一般送配電事業者の9社に提示し、6月21日までに各事業者から合意の回答をいただいた。この合意に至ったことを踏まえ、本日の委員会では中部関西間連系線の広域系統整備計画(案)として取りまとめたのでご確認いただきたい。本日の委員会でご議論いただいた後、6月28日の広域機関理事会を経て計画の策定を公表し、大臣に届け出るといった形で進めて参りたい。

- ・事務局から資料2により説明した。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(中谷オブザーバー) 2点発言する。1点目は、3ページの3. 流通設備の整備の必要性に関して。昨年12月の本委員会では費用便益を幅付きで評価した結果、概ね1を超えると整理した上で、定性的な効果を踏まえ、増強すると判断されたと認識をしている。一方で、今回、流通設備の整備の必要性では定性的な効果については記載されているが、費用便益評価の結果が反映されていない。本整備計画は全国の需要家負担であるため丁寧な説明が必要だと考えている。増強判断に至った議論について整備計画にしっかり反映いただきたいと思う。

2点目は、6ページの2. 流通設備に係る整備等に関する費用の負担割合及び方法等について、前回の本委員会で費用負担割合の算定における幅付き数値の扱いによって

事業者の負担割合が異なるという議論があったと認識している。幅付き数値の扱いについては、費用便益を幅付きで評価した場合の基本的な考え方となるので、整備計画には反映されるべきではないかと考える。このことについて事務局の見解をご教示いただきたい。

(事務局) まず3ページの3. 流通設備の整備の必要性について、費用便益評価の結果も整備計画に書くべきではないかのご意見かと思う。定性的な効果については、広域的な電力取引の活性化による総コストの削減、いわゆるアデカシーの減少効果で記載している。また、どれぐらいのB/Cが出ているかという、いわゆる費用便益評価の算定結果については、これまでの整備委員会の資料の方をご覧いただきたい。

続いて、6ページの2. 流通設備に係る整備等に関する費用の負担割合及び方法等については、整備計画に記載すべきではないかというご意見かと思う。こちらについては、便益が確実に見込めると考えられる前提のケースにて計算をしている。具体的な数字は、6月3日に費用負担候補者の方々に割合の提示をさせていただいたので、そちらをご参照いただきたい。

(岩船委員) 今の事務局回答に関連して、この委員会の過去の資料をたどれば良いのはわかるが、最終的に全部の経緯がわかる資料も1つ必要ではないかと思う。私の方にも幾つか問い合わせがあった際に、東地域の話や関門の話を連絡しようと思ったが、いつの資料を見れば良かったか、たどらないとわからないところもあり、最終的に、の基本要件の詳細やB/Cの計算結果が、最後のまとまった資料としてきちんとわかるように、公開できるものはなるべく公開する方向で1ヶ所に分かるように整理していただきたい。

(事務局) これまでの検討の経緯がわかるようにまとめて公表すべきというコメントかと思うが、こちらについては今後検討させていただきたい。

(加藤委員長) 1点コメントがある。この議題の冒頭、前回の本委員会で委員長預かりとした件の説明をいただいたが、これらについては、議事録として正式に文章に残し公開されるという考え方でよろしいか。

(事務局) 前回委員会で委員長預かりとした件に関する説明は、今回第82回の委員会議事録に残してホームページに掲載することで公開する。

(加藤委員長) 議題2については以上とする。事務局の整理案に対し多少の要望はあったが、異論はなかったので、この方向で検討を進めていくようお願いする。

3. 中西地域の広域連系系統に係る計画策定プロセス（中国九州間連系設備）

- ・事務局から資料3-1及び資料3-2により説明した。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(藤本委員) 1点クラリだが、資料3-1の5ページ、実施案の提出を辞退する場合の取扱いで、有資格事業者が実施案の提出が困難となった事由並びに当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について申し出た上で辞退することができるとある。提出が困難と

なった場合、その事由を申し出ることはわかるが、当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響を申し出ることとは、具体的にどういった内容が記載されると想定されてるか。

(事務局) 事由並びに事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、例えば、ケーブルの亘長が長くなった、あるいは当初予定していたよりも埋設が多くなって工事費が上がった結果、事業実施主体と実施案の提出が困難になった、といったようなことを記載いただくことを想定した。辞退に至る直接的な事由と、その背景からお聞かせいただければと思っている。

(望月オブザーバー) 2点確認させていただきたい。まず4ページ目のVI. 実施案の提出に係る(3) 提出期限について、実施案の提出期限が10月25日必着であり、今から4ヶ月後である。繰り返し恐縮だが、本件が過去の地域間連系線と比較して大規模な工事であることを考えると、この期間では実施案の作成が完了しない可能性があるかと客観的に思われる。現在工事中の地域間連系線を振り返ってみると、実施案作成を6ヶ月かけたものがある。工事実施段階になって工事費や工期に影響があり、結果、広域機関によるコスト検証に時間を要している事例が散見されていることが共通認識かと思う。これを踏まえると、実施案の段階での検討というのは相応に時間をかけることが必要であり、これまで6ヶ月としてきた期間をむしろ増やす必要性さえ感じる。とはいえ、4ヶ月では不足とするとの意見を踏まえた上で、公募案の検討期間を4ヶ月と設定されていることから念のため確認させていただきたいが、仮に期間内に実施案の提出ができない場合に扱いはどのようなのかご教授いただきたい。

続いて、資料3-2の扱いについて確認させていただきたい。場合によっては中身について確認したいが、現時点の資料ではタイトルに(案)とある。本日の広域系統整備委員会で異論がなければ、(案)が取れるという理解か。そうでない場合には、どの時点で(案)が外れるのか見解をいただきたい。

(事務局) まず1つ目の質問の、実施案の提出期限とした10月25日までに検討が終わらず実施案提出が出来ない場合について、もし間に合わないことが想定された場合には、まず事務局にご相談いただきたい。その時に応じて対応をさせていただきたい。

2つ目の質問の資料3-2の取り扱いについて、資料名にある(案)がいつとれるのかについては、本日の本委員会の後、6月28日の広域機関の理事会を経て、(案)を取った形で公表することを考えている。

(望月オブザーバー) 事務局回答を踏まえ、資料3-2について3点質問させていただきたい。1点目は、通し番号の2番目、費用便益評価の精緻化や費用負担については、回答案として今後の検討課題と記載されている。この今後というのは具体的にいつごろを指すのか。整備計画の策定前に実施される費用負担者の特定をするまでの間に行われる理解でよろしいか。

2つ目は通し番号の42番、計画変更時の損害賠償等の扱いについて。回答案によると、工事をする事業実施主体の方々と、託送料金を回収する一般送配電事業者の間の民民契約として対応してくださいと記載がある。現時点でこれが合意できるのか疑問がある。例えば、想定外事象により工程遅延が発生して運転開始ができなければ、減価償却が始まら

ないわけで、当然託送料金も回収できないことになる。そうした事例のリスクを考えると、工事費を一時的に負担しなければいけない事業実施側か、託送料を回収して便益相当額を支払う一般送配電事業者のいずれかが、この費用を負担すると考えられる。これを両社で事前に合意しておくことについては課題があると考えてる。リスクの分担の考え方については民民契約ではなく公平な取り扱いの観点からも抛り所が必要と考える。これについて事務局の見解をお願いします。

3つ目は通し番号の51や56の資金調達や投資回収について。回答案によると、公募要項への記載が不適切と記載されており、先ほど口頭でもご説明いただいた。大規模事業を実現するためには必要となる重要な前提条件と考える。この観点から、公募要綱とは違った形であっても、応募意思表示前に前提条件が整うといった調整をいただけたらと考えてよろしいか。以上3点、確認をお願いします。

(事務局) 質問の1つ目、通し番号2番の費用便益評価の精緻化とその費用負担について、費用負担者を特定するまでに検討が進むかというご質問だったが、費用便益評価の精緻化については、費用負担は費用負担割合を特定するまでには検討が必要かと思っている。費用負担者についても、まず実施案をいただいてからの検討になるかと思う。今のところ現行制度にのっとなって対応と考えている。

質問の2つ目、通し番号42番については、51番や56と類似の質問と受け止めている。大規模な資金調達が必要性や途中で工事が頓挫した場合のリスクを考えると、何らかの抛り所が必要ではないか、応募意思表示前に整理ができるのかとご質問とご意見をいただいたかと思う。こちらにいては、公募要項の中では特定するのが難しいと思っている。費用負担などの回収についても記載の通り、資源エネルギー庁や電取委の方でご判断される内容かと思っている。資源エネルギー庁さから補足をいただければと思う。

(小川オブザーバー) 資金調達や回収については、別途検討していることもある。また、先ほどの情報提供のスキームの中で案をお示ししている。ただ、ご質問との関係で応募意思表示の前にすべてを示すというところはなかなか難しい面もある。別のスキームの下でしっかりお示ししていきたいと考えている。

(松村委員) この場で発言するのは不适当と承知の上だが、費用回収の件は今後これに限らず、大規模な連系線を中心とした送電線の投資が始まり、マスタープランといういわば国策に基づいてやる時に、費用回収の仕方が今までの発想のままで良いのか、もっとリスクを減らす必要はないかという観点も、今後エネ庁の議論でされていくと思う。先ほどの発言だと、運開しなければ託送料金で回収のしようもなく、誰がリスクを負うかということだった。極端なこと言えば建設途中の資産に関しても、今のルールはともかくとして、託送料金の原価に入れるのが絶対に駄目ではない気がする。つまり、これからルールを変えるのであれば、そういう制度設計もあり得ると思う。いずれにせよ、ある種のリスクを大きくしすぎると手が挙げにくいとか、今の事業報酬では難しいと考えるのであれば、そもそも仕組み自体も、今のものを金科玉条のように考える必要はないと思う。この委員会で議論する内容ではないので、全く余分な発言だと思うが、今後エネ庁でも、少なくとも選択肢の1つとして考えて検討されることを期待する。

(小川オブザーバー) 松村委員のご発言の通り、プロジェクトのリスクという問題意識について、私ども資源エネルギー庁の場合、あるいは特に事業報酬などの料金の仕組みのところだと電取委とよく連携し、場合によっては今までと違うスキームで、進めやすい、もしくは手を挙げやすい仕組みづくりを考えていきたいと思う。

(加藤委員長) 議題3につきましては以上とする。スケジュール等について要望はあったが、それについては事務局と連携をするとのことで異論はないと判断した。事務局においてはこの方向で検討を進めていくようお願いする。

4. 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」における工事費増額の確認結果について

- ・事務局から資料4により説明した。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(望月オブザーバー) 30スライドで、2024年6月時点の概算工事費見通し1,716億円から、事務局から説明のあった40億や70億は一旦引いて、そこからさらに発現したのが46億円ということなので、64億円ぐらいの扱いは、確認が終わった時点から発現していないことを理由に工事費の見通しには含まれていないと理解した。また、現時点で発現していないとはいえ、工事を進めていく上では発現するリスクがあると工事実施事業者は思っていたと理解した。そこで質問だが、これらリスクが今後顕在化した場合、その手続きについて解明をいただけないか。つまりリスクが発現の都度、コスト小委での事前検証を要するのか否か。今後も大規模なプロジェクトが控えていて、工事費や工期の変動も懸念されることから、その取り扱いについて事務局の見解をお願いする。

(事務局) 今後、リスクの顕在化した都度、確認をしていくのかということについて、基本的には金額のレベル感によるかと思う。将来のリスクの部分だけお話いただいたが、30スライドに記載の通り、契約決定減、さらなる東北電力ネットワーク（以下、東北NW）による価格交渉による減額、または最大限のコスト低減などを継続して実施していくものと思う。そういったものはまだ1,716億の中には入っていない。外的要因での増額や減額は、まだ工事完了まで3年半あるので変動するものと考えている。減額やコスト低減を継続的に、また効率的に実施しながら、増額を抑えていただきたいと考えているところである。

最初に金額のレベル感というお話をしたが、今回は数百億というレベルで増額したところであり、かなりの増額になれば、また引き続き詳細な確認になろうかと思う。ただ少額の変動はおそらく完了時期まで継続して発現するかと思う。確認作業を受ける側と確認作業をする側で効率的に進めなければいけないと思うので、都度、確認しながら進めていきたい。ただ、今回の東北NWの案件では予報発注の低減率の決め方の課題や、社内設計単価の設定の課題を挙げさせていただいたので、まずは東北NWで検討して、最大限のコスト低減や適切な価格交渉を実施いただき、それらの取り組みが実行されているかという確認も必要だと思っている。いずれにしても、まだこれからリスクの発現による増額だけではなく減額もあると思うので、しっかりやっていただきながら、大幅な増となると

きについては、確認についてルールに従ってやっていきたいと思っている。

(加藤委員長) 望月オブザーバーからの最後の意見で、今後の HVDC のような大規模なプロジェクトの場合も同じような考え方でチェックしていくのかといった質問があったかと思う。その点について事務局の見解はいかがか。

(事務局) その点については、HVDC は大規模なプロジェクトであり、恐らく本議題に係る東北 NW の工事のように、これまで一般送配電事業者が知見を貯めて検討されてきたものとはかなり異なるものと考えており、柔軟に対応していかなければいけないと思っている。事業実施主体が決定していく中で、コミュニケーションを取りながら取り組んでいくものと考えている。

(加藤委員長) 議題 4 については以上とする。事務局の整理案に対し異論はなかったので、引き続き事業実施主体である東北 NW においては、確認結果を踏まえ、着実に工事を進めていくようお願いする。

5. 「東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画」の佐久間東幹線（山線）他増強工事における工事費の状況について

- ・事務局から資料 5 により説明した。
- ・主な議論は以下のとおり。

[主な議論]

(望月オブザーバー) ここまでの膨大な検証に感謝する。これまで相当なりソースが投入されたと感じる。これを振り返ると、限られた時間と情報で検討する基本要件があり、これを工事費の比較元にしていて、現地調査を経て詳細設計を行った後の工事費が比較対象になっている。工事方と審査方の双方で、相当な労力になってしまっていると思う。今回の知見は活かしながら、冒頭で申し上げた実施案の検討期間 4 ヶ月を広げていくのも 1 つの切り口だとは思うが、検証のタイミングやポイントを集中的に見るなど、今後の効率的な検証にも期待していきたいと考える。一方で工事実施会社としても送配電網協議会とも連携しながら、コストダウンの知見共有はしっかりやっていく必要があると考えており、こちらは引き続き取り組んで参りたいと思う。

(坂本委員) 3 ページのところ、細かいことで恐縮だが、未発注分の物価補正 15.7 億円については、6 月末時点までに見込まれている未発注分か。それとも、ここに関しては今後のものが 6 月に限らずいろいろ入っているのか。

(事務局) 望月オブザーバーからいただいた効率化に関するご意見について、コスト検証の知見を貯めながら進めていくところが重要かと思う。一方で、それぞれの案件で違うところがあるので、個別で見えていかないといけないが、効率化をはかりながら進めて参りたい。今後策定される計画策定プロセスのようにこれまで経験したことのないものは、我々としても手探りであるため、これまでとは違う観点から見ていかなければいけないと思っている。そういったところを送配電網協議会や各一般送配電事業者と協力しながら進めて参りたい。

坂本委員からご質問いただいた 15.7 億円については、まだ発注されていない分が約 100 億あり、それについて足元までの物価補正をしたものになる。この足元というのが 1,430 億という元々の中に 21 年から 22 年の急激な物価上昇分が実はあまり反映されていなかったものであり、今も物価が下がっていないので、その部分だけ補正をかけた。よって、今の物価が基本的に横ばいでいくことを前提にすれば、1,430 億円に対して未発注分がこのくらいは増えるであろうと想定したものである。

(田中委員) これまで電源開発送変電ネットワーク（以下、電発 NW）の工事費増額の検証ということで一連のプロセスを続けてきたわけだが、先ほど望月オブザーバーからも発言があったが、一送からいろいろなコストダウンのアイデアがたくさん出てきて、電発 NW の方でもアイデアを絞り出してコストダウンの作業をしていった。その時の知見が、1 つ前の議題にもあったが、東北東京間連系線の工事費増額の検証のときにも役立ち、その知見を有効活用してコストダウンを考えた。そういう知見活用のプロセスが有益だったと感じる。整備計画にしてもそれ以外の工事にしても、日本のいろいろな送電工事の中で、これまでのコストダウンの知見を、1 つの会社にとどめておくのではなく、横展開していただくことが大事で、望月オブザーバーも意思表示のようにされたと思う。ぜひ横展開をして、こういう知見が日本全国に広がり、ネットワーク整備のコストダウンに繋がっていくと良いと期待をする。

(加藤委員長) ありがとうございます。コスト等検証小委員会の小委員長である田中委員は非常にご苦労されたと思う。その結果がこのような形でまとまったと考える。

(加藤委員長) 議題 5 については以上とする。事務局の整理案に異論はなかったので、引き続き事業実施主体である電発 NW においては、確認結果を踏まえ、着実に工事を進めていくようお願いする。

これにて本日の議事は全て終了した。最後になるが、本日ご審議いただいた中部関西間連系線に係る広域系統整備計画について、今回で一区切りがついたことを受け、広域機関の大山理事長よりコメントをいただく。

(大山理事長) 本日ご議論いただいた中部関西間連系線に係る広域系統整備計画は、昨年 3 月に策定した広域連系系統のマスタープランを踏まえて、初めて具体化されたものである。2 年前の 7 月に国から要請を受けて以降、本委員会で度重なる丁寧なご議論をいただき、本日取りまとめることができた。これはひとえに加藤委員長や委員の皆さまをはじめ、検討に携わった関係の皆さまのご協力あつてのことであり感謝申し上げます。今後も西地域や東地域の計画策定プロセスが続くので、引き続き本機関へのお力添えをお願いしたい。また、中部関西間連系線の事業実施主体である中部電力パワーグリッド、関西電力送配電においては、本整備計画に基づいて、今後工事をしっかり進めていただくようお願いする。本日はどうもありがとうございました。

(加藤委員長) 第 81 回広域系統整備委員会を閉会する。